**５　事務執行概要**

**○　政策企画総務課**

府政の最重要政策課題について、国の施策並びに予算へ反映させるため、政府、国会議員等に対し、積極的な提案、要望活動を行った。

また、叙位、叙勲、褒章等の栄典事務について、関係法令及び各省庁からの通知に基づく候補者選考等を行うとともに、府政の振興に顕著な功績のあった各界功労者、優良団体並びに府民の模範となる善行者に対して、知事から表彰を行った。

　　　　皇族の諸行事御臨席のための来阪等に関して、情報収集や他団体との連絡調整等を行った。

**○　秘書課**

知事、副知事が円滑に行動できるよう、秘書業務に万全を期した。

**○　企画室**

（政策課）

将来の大阪を見据えて府政を戦略的に推進するため、「大阪府戦略本部会議」における戦略課題等の円滑な審議をサポートするとともに、部局をまたがる課題についての解決に向けた企画調整を行った。

また、府政に関する情報を的確かつ円滑に提供するため、報道機関等との連絡調整に努めるとともに、報道機関への情報提供を行った。

（推進課）

大阪府の全庁方針である「府政運営の基本方針」及びこれを踏まえた「部局運営方針」を取りまとめ、府政のマネジメント・サイクルの推進に努めるとともに、全庁で政策マーケティング・リサーチの手法が活用されるよう、普及啓発や重要政策課題に関連するデータ収集・アンケート調査等を実施した。

地方創生については、「大阪府まち・ひと・しごと創生推進審議会」において具体的目標の達成状況の確認等を行うとともに、地方創生関連交付金や企業版ふるさと納税を活用するなど、着実な推進を図った。

水資源などの広域調整事項については、関係機関との調整に努めた。

豪雨により生じた岬町多奈川地区多目的公園の地すべり対策については、過年度から継続して調査・設計を実施するとともに、令和７年度完了予定の災害復旧工事に着手した。

（連携課）

地方分権改革を推進するため、地方公共団体に対する事務・権限の移譲等に関して、庁内意見を集約し国への提案等を行った。

また、関西広域連合、全国知事会、近畿ブロック知事会等において、全国的・広域的な諸課題について協議し、国への提言等を行うとともに、地方が抱える重要課題の解決に向けた連携強化に努めた。

「『いのち輝く未来社会』をめざすビジョン（平成30年３月）」について、目標に掲げる「10歳若返り」の実現に向けた取組を進め、ビジョンの推進を図った。

また、府民の健康寿命の延伸と関連産業の振興をめざす「大阪府市医療戦略会議提言（平成26年１月）」を踏まえ、担当部局等とともに戦略の具体化に向けた取組を実施した。

さらに、ホウ素中性子捕捉療法（ＢＮＣＴ）については、医療の実用化や更なる発展を促進するため、大学等関係機関と調整を行った。

これらのほか、広域調整や地域整備に係る調整に関すること、各種協議会や審議会の運営等を行った。

また、「大阪SDGs行動憲章」の趣旨に沿って、SDGsを知ってもらい、具体的な行動につなげていただくための取組や、NPO等による社会課題解決の支援を行った。

さらに、大阪のビジネス・投資魅力等を海外の企業や投資家等に伝え、大阪への関心を高め、来阪、企業進出等につなげるため、担当部局や関連団体と連携し、海外向けの情報発信を行った。

**○　成長戦略局**

「大阪版万博アクションプラン」の実現に向けた取組や「大阪の再生・成長に向けた新戦略」に関する取組の推進など、庁内の成長施策の総合企画・調整機能を発揮し、大阪の成長を加速させる取組を進めた。

また、国際金融都市ＯＳＡＫＡ戦略に基づき、金融系外国企業・投資家等誘致やスタートアップ創出等、戦略の実現に向けた取組を進めた。

さらに、関西の自治体・経済界で構成する関西国際空港全体構想促進協議会事業等を活用し、空港内事業者の人材確保等に向けた取組や空港の立地効果を活用した観光振興等を行った。また、万博とその後の成長を見据えた関西国際空港のさらなる機能強化につながるよう、空港運営事業者と連携し、国等と協議・調整を行った。

加えて、大阪国際空港については、環境と調和した都市型空港として適切に運用されるよう、騒音の低減や地域の活性化などについて関係機関と調整等を行った。

**○　貿易大臣会合協力課**

令和５年10月に開催される「G7大阪・堺貿易大臣会合」の成功に向けて、堺市等とともに「2023年Ｇ７貿易大臣会合大阪・堺推進協力協議会」の事務局を担った。

会合が安全・安心に開催され、大阪・堺の魅力の発信と存在感の向上及び発展、並びに2025 年大阪・関西万博の機運醸成に資するため、国、関係団体との連絡調整のもと、安全・安心対策及び魅力発信にかかる企画・検討や、本会合にかかる広報を行った。

**○　危機管理室**

令和６年１月１日に発生した能登半島地震では、救命・救助を行うため、発災当日から石川県内に緊急消防援助隊を派遣した（２月21日引揚げ　延べ活動人数 5,716名）。

併せて、被災地を支援するため、大阪市、堺市、徳島県とともに輪島市の支援を実施した。

人的支援として、避難所運営や罹災証明発行業務行うため、１月５日から府及び市町村職員を派遣した（３月31日時点　府職員延べ 1,340名派遣）。

　また、物的支援として、現地のニーズを踏まえブルーシート、おむつ等を配送した。

　その他、被災者の受入れを行うため、１月９日から府営住宅、民間賃貸住宅（マンスリー物件）の無償提供を開始した。

（防災企画課）

現在公表している地震・津波被害想定を見直すため、令和５年６月に「地震津波災害対策等検討部会」を設置し、検討を進めた。

「新・大阪府地震防災アクションプラン」で策定した各部局のアクションについて、進捗管理や評価を行った。

原子力防災対策として、大阪府環境放射線監視システムにより原子力施設周辺の環境放射線を常時監視するとともに、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の維持管理や、資機材の整備等を行った。

地域防災力の向上を図るために実施している自主防災組織リーダー育成研修を府内８会場で開催した。また、女性の防災リーダー育成を図るため、防災セミナーも開催した。

府民一人ひとりが防災意識を持ち、地域の防災活動に取り組めるよう、自然災害への備えに関する広報を実施し、さらに防災イベントへの出展のほか、企業や各種団体等を対象とした防災講演の動画配信等、様々な機会を通じて防災啓発活動を行った。

また、避難行動要支援者支援のために研修を実施するとともに、帰宅困難者対策にかかる一斉帰宅抑制や一時滞在施設確保等に取り組んだ。

（災害対策課）

府内市町村長を対象に、地方公共団体の危機管理のあり方を考える「防災・危機管理トップセミナー」を開催した。また、国、地方公共団体、その他防災機関等と共同して武力攻撃事態を想定した国民保護共同訓練等を実施するなど、危機事象への対応力の向上を図るとともに、緊急一時避難施設の指定を推進した。

市町村や防災関係機関と合同で、備蓄物資配送訓練等、実践的で多様な防災訓練に取り組むことにより、関係機関との連携強化を図るなど、災害対応能力の一層の強化に努めた。

防災行政無線の適切な運用に努めるとともに、情報収集伝達体制の向上を図るため、防災情報システムを利用して市町村から情報入力を行い、テレビ等のメディアによる防災情報発信を行った。

府民等に災害等危機事象に備えてもらうため、防災情報をプッシュ通知等でスマホにお知らせする「大阪防災アプリ」を開発し、提供を開始した。

新型コロナウイルス感染症対策の推進のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、飲食店における第三者認証制度（ゴールドステッカー）をはじめとする感染拡大防止に向けた実効性確保の取組や新型コロナウイルス感染症対策本部会議の運営などに努めた。

また、宿泊療養施設確保計画に基づき宿泊療養施設の確保・運営を行った。

なお、令和５年５月８日に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の５類感染症に位置付けられたことに伴い、上記の取組や運営を終了した。

（消防保安課）

消防機関が円滑に活動できるよう各消防本部への指導助言、連絡調整を行った。大阪の消防力を強化するため、大阪府消防広域化推進計画に基づき、市町村の消防の広域化に向けた取組を支援した。また、緊急消防援助隊大阪府大隊等応援等実施計画の改正や、緊急消防援助隊大阪府大隊等の訓練の支援を行うとともに、大阪府消防団充実強化研究会において、消防団の充実強化を図るための取組を推進した。

石油コンビナート防災対策については、大阪府石油コンビナート等防災計画を着実に推進するため、特定事業所における防災対策の取組の進捗状況を把握し公表するとともに、事業者の津波避難計画の作成を促進した。

また、災害時における対応力強化等を図るため、地元自治体と連携して、災害の進展に伴う対応訓練を実施した。

産業保安対策については、高圧ガス、液化石油カス、火薬類、電気工事等に関する許認可（登録）、検査及び免状発行とともに、保安意識の向上、災害防止のため講習会や訓練等を実施した。また、産業保安や製品安全に関する立入検査事務等を権限移譲した市町村等に対し、必要な支援を行った。

（治安対策課）

「大阪府安全なまちづくり推進会議」を中心としたオール大阪の府民運動の展開や特殊詐欺対策の推進を図るなど、警察、市町村、事業者、府民等との連携の下、安全なまちづくりに関する取組を推進した。

暴力団排除については、大阪府暴力団排除条例に基づき、関係部局や警察、市町村、府民と連携して、公共事業や公の施設など府の事務及び事業から暴力団を排除する取組を推進した。

また、平成31年４月に施行した「大阪府犯罪被害者等支援条例」に基づき設置した被害者支援調整会議において、府（知事部局及び警察）、市町村、民間支援団体による一体的な被害者支援を実施した。なお、犯罪被害者等支援対策として、無料法律相談や再提訴費用の助成といった被害者の経済的負担の軽減、府営住宅の一時使用による住居提供や民間賃貸住宅の仲介など、犯罪被害者等の日常生活への復帰支援を行うとともに、犯罪被害者等を支援する社会づくりとして、事業者向けの冊子の作成、犯罪被害者週間や学校等における啓発などを行った。

さらに、「特殊詐欺被害防止緊急対策事業」や「地域安全センター」を中心とした防犯ボランティア活動の活性化による地域防犯力の向上など、社会全体で高齢者や子どもを犯罪から守る取組を促進するとともに、令和５年７月の性犯罪の規定を見直す刑法等の改正に伴い、「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」についても一部改正を行い、同条例に基づき、子どもに対する性犯罪により服役した者に対する心理カウンセリングの実施などの取組を進めた。

また、令和５年度より特定の性犯罪を犯し、起訴猶予等の処分を受けた方を対象に、再犯を防止するための心理カウンセリング支援を実施した。

加えて、「大阪府再犯防止推進計画」（令和２年度～５年度）に基づき、再犯防止に向けた取組を進めた。また、大阪府再犯防止推進計画の効果検証を行った上で、国の第二次再犯防止推進計画の内容を踏まえつつ、「第二次大阪府再犯防止推進計画」（令和６年度～10年度）を策定した。